

(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業

落札者決定基準

令和8年4月

高 島 市



## 目 次

I	本書の位置付け .....	1
1	落札者決定までの審査手順の概要 .....	2
2	参加資格審査 .....	3
3	提案審査 .....	3
4	落札者の決定 .....	4
II	提案審査における点数化方法 .....	5
1	提案審査の配点 .....	5
2	非価格要素審査の得点化方法 .....	6
3	価格審査の得点化方法 .....	6
4	総合評価値 .....	6



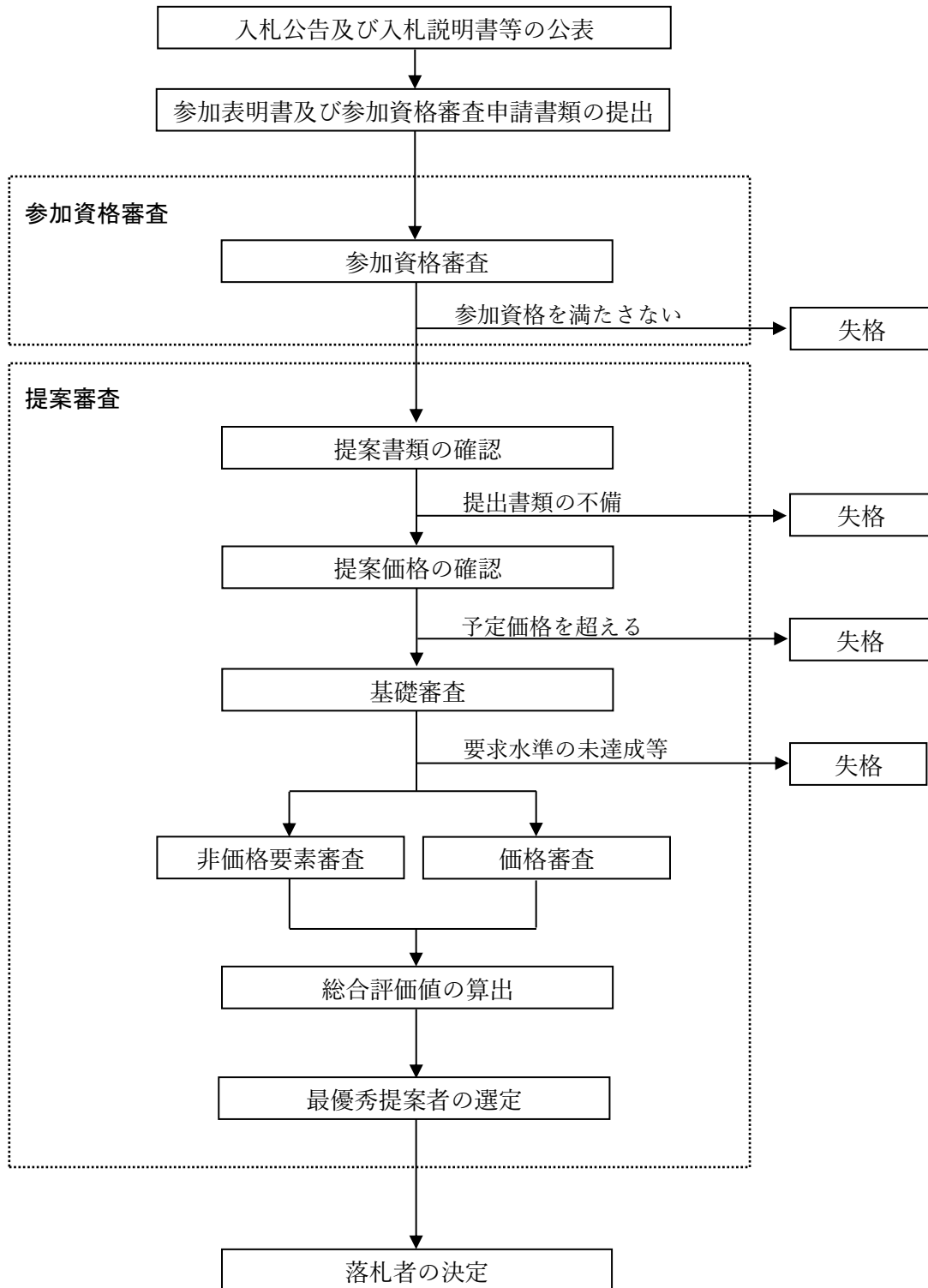
## I 本書の位置付け

落札者決定基準は、高島市（以下「本市」という。）が（仮称）高島市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）についての落札者を選定するにあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

最優秀提案者の選定にあたっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

## 1 落札者決定までの審査手順の概要

本事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、次の手順で実施する。



## 2 参加資格審査

本市は、応募者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件について審査する。参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。

## 3 提案審査

### (1) 提案書類の確認

本市は、応募者に求めた提案書類が全て揃っていることを確認する。提出書類に不備がある場合は、失格とする。

### (2) 提案価格の確認

本市は、入札書に記載された提案価格が提案限度額を超えていないことを確認する。提案価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

### (3) 基礎審査

本市は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目について1項目でも満たさない場合は、失格とする。

基礎審査項目は、以下のとおりである。

審査対象	基礎審査項目
共通事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案または提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。</li><li>・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。</li></ul>
設計施工・運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・各様式に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。</li></ul>
設計図書	<ul style="list-style-type: none"><li>・記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。</li></ul>

### (4) 非価格要素審査及び価格審査

#### ア 非価格要素審査

選定委員会は、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに得点化する。

#### イ 価格審査

選定委員会は、応募者から提出された入札書に記載された提案価格について、予め定めた計算式に基づき、得点を付与する。

### (5) 総合評価及び最優秀提案者の選定

選定委員会は、非価格要素審査の得点及び価格審査の得点の合計（総合評価値）が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、総合評価値の最も高い者が複数あるときは、複数の最優秀提案者を選定する。

#### **4 落札者の決定**

本市は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。複数の最優秀提案者が選定された場合は、価格点が高いものを落札者として決定する。結果については、本市ホームページで公表する。

## II 提案審査における点数化方法

### 1 提案審査の配点

提案審査は、提案書類の確認後、非価格要素審査及び価格審査の総合評価により実施することとし、その配点及び点数化方法については、本市が本事業に対して民間の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定したものである。

審査項目（大項目）	配点	
非価格要素審査	50点	
I 安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設		
①安定運転	4	18
②施設配置、内部配置、見学者対応	2	
③搬入搬出計画	3	
④緊急トラブルへの対応	5	
⑤災害に強い施設	4	
II 環境に配慮した施設		
①エネルギー利用	2	10
②二酸化炭素の排出量	4	
③省エネ化	4	
III 地域に貢献し、親しまれる施設		
①地域貢献	4	8
②施設デザイン（建物、地域景観）	4	
IV 経済性に優れた施設		
①メンテナンス	4	14
②省力化	4	
③ライフサイクルコストの低減	4	
④経営の安定性	2	
価格審査	50点	
合計	100点	

## 2 非価格要素審査の得点化方法

### (1) 非価格要素審査の項目及び配点

非価格要素審査の審査項目及び配点は、別紙「非価格要素審査における審査項目及び配点」を参照すること。

### (2) 審査項目の判断基準

非価格要素審査は、別紙に示す項目ごとに行い、次に示す5段階評価に基づき選定委員会の各委員が個別に評価を行い、その平均値を得点として付与する。得点は小数第三位を四捨五入した値とする。

評価	判断基準	得点化方法
A	要求水準を十分に上回る、もしくは、高い効果が期待できる	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	要求水準をやや上回る	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準と同程度、もしくは、効果が期待できない	各項目の配点×0.00

## 3 価格審査の得点化方法

価格審査については、提案価格を次の方法で点数化する。

$$\text{価格審査点} = (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}) \times \text{配点 (50点)}$$

※価格審査点（小数点以下）は、小数第三位を四捨五入した値とする。

## 4 総合評価値

非価格要素審査の得点と価格審査の得点の合計値を総合評価値とする。